

あきる野市

木造住宅耐震改修費助成制度のご案内

市では、防災意識の向上や、災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を助成します。

令和元年 10 月

あきる野市都市整備部都市計画課住宅係

042-558-1111（内線 2715）

◇制度の概要

耐震診断の結果により、「倒壊する可能性が高い」、「倒壊する可能性がある」と診断された住宅に対し、地震に対する安全性の向上を目的として、住宅の補強工事又は建て替え工事を行う木造住宅の所有者の方に耐震改修に要する費用の一部を助成します。

◇助成対象となる住宅

市の助成により、耐震診断を受け、「倒壊する可能性が高い」、「倒壊する可能性がある」と診断された住宅で、耐震改修を実施することにより倒壊しないことが判断できる住宅

◇助成対象者

助成対象住宅を所有する個人（共有の建築物にあつては共有者全員の合意による代表者）ただし、当該助成対象住宅について国や東京都から補強設計又は耐震改修に係る費用に対して補助を受けていないこと。

◇助成金額

耐震改修又は建て替え工事に要する費用（建て替え工事の場合は、耐震改修工事に要する費用相当分）の額（消費税を除く）の5分の4以内で、105万円を限度とします。この場合において、当該助成金の額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

助成は、同一の住宅に対して1回限りで、各年度予算の範囲内です。

◇助成対象となる施工業者

市内に事業所を有しており、建設業の建築工事業許可を得ている者又は東京都地域住宅生産者協議会主催の木造住宅耐震講習会を修了した者

◇注意事項

- 必ず工事を行う前に都市計画課へ相談のうえ手続を行うようにしてください。改修工事着工後や工事完了後の助成金申請はできません。
- 交付決定通知を受けてから工事契約を締結し、改修工事を行ってください。
- 原則として、助成金の申込みから完了報告まで、同一年度内に行うよう施工業者と事前に調整してください。複数年度にわたる場合は助成金が減額する可能性があります。

◇木造住宅耐震改修助成金交付までの手続きの流れ

1 耐震診断の実施

あきる野市耐震診断助成制度による耐震診断を受けてください。

2 見積り依頼

改修工事を依頼する施工業者に見積りを依頼してください。

3 助成の申込み

様式第 1 号「あきる野市木造住宅耐震改修費助成金交付申込書」に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに都市計画課へ提出してください。

申込時の添付書類

添付書類	必要部数
(1) 耐震改修に要する費用の見積書の写し及び建て替え工事の場合は、耐震改修工事に要する費用相当額が確認できる書類	1 部
(2) 耐震診断結果報告書の写し及び耐震改修を実施することにより I_w の値が 1.0 相当以上となることが確認できる書類	1 部
(3) 助成対象住宅の所有者が確認できる書類	1 部
(4) あきる野市木造住宅耐震改修費助成金交付要綱第 3 条第 1 項ただし書の規定による場合は、代表者であることが確認できる書類	1 部
(5) その他市長が必要と認める書類	1 部

4 助成の承認・不承認

申込みされた申請書類等の内容を審査し、助成の可否決定を行った後、申込者の方へ様式第 2 号「あきる野市木造住宅耐震改修費助成金交付承認（不承認）決定通知書」を送付します。

ただし、申込期間内で対象棟数を超えた場合は、抽選により助成承認者を決定します。

5 交付申請

助成承認者は、様式第3号「あきる野市木造住宅耐震改修費助成金交付申請書」に必要な事項を記入のうえ、添付書類とともに都市計画課へ提出してください。

交付申請添付書類

添付書類	必要部数
(1) 耐震改修に関する設計図書	1部
(2) 当該年度の耐震改修に要する費用の見積書の写し及び建て替え工事の場合は、耐震改修工事に要する費用相当額が確認できる書類	1部
(3) 施工業者の建設業許可証の写しまたは協議会の木造住宅耐震講習会受講者証の写し	1部
(4) その他市長が必要と認める書類	1部

6 助成金交付決定・却下の通知

提出された申請書類等の内容を審査し適当と認めたときは、市より申請者の方へ様式第4号「あきる野市木造住宅耐震改修費助成金交付決定通知書」を交付しないことと決定したときは、様式第5号「あきる野市木造住宅耐震改修費助成金交付申請却下通知書」を送付します。

7 耐震改修工事の契約締結及び実施

交付決定通知後に耐震改修工事の契約を締結し、工事を実施してください。改修期間は、交付決定を受けた日の属する年度末までに完了願います。

※耐震改修工事の契約は必ず交付決定通知後に行ってください。交付決定前に契約が結ばれた工事に対しては助成金交付はできませんのでご注意ください。

8 耐震改修工事の変更または中止届

助成決定者が、耐震改修の変更または中止する場合は、様式第6号「あきる野市木造住宅耐震改修費助成金変更等承認申請書」を都市計画課へ提出してください。

9 耐震改修の変更または中止の承認

申請書類等の内容を審査し適当と認めたときは、市より申請者の方へ様式第7号「あきる野市木造住宅耐震改修費助成金変更等承認通知書」を送付します。

10 完了報告

耐震改修工事が完了しましたら、様式第 8 号「あきる野市木造住宅耐震改修完了報告書」に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに都市計画課へ提出してください。

完了報告添付書類

添付書類	必要部数
(1) 耐震改修契約書の写し	1 部
(2) 当該年度の耐震改修に要する費用を証する書類及び費用明細書の写し	1 部
(3) 耐震改修の着手前、中間時及び完了時の写真	1 部
(4) lw の値が耐震改修により 1.0 相当以上となったことを証する耐震診断結果報告書の写し	1 部
(5) 建築確認を要した改修工事については、検査済証の写し	1 部
(6) その他市長が必要と認める書類	1 部

11 助成金の額の確定

提出された完了報告書類等の内容を審査及び現地調査を行い、適当と認めるときは、市より助成決定者の方へ様式第 9 号「あきる野市木造住宅耐震改修費助成金交付額確定通知書」送付します。

12 助成金の交付請求

交付額確定通知書を受領しましたら、速やかに様式第 10 号「あきる野市木造住宅耐震改修費助成金交付請求書」を都市計画課へ提出してください。

13 助成金の交付

提出された交付請求書に記載の指定口座へ助成金を振り込みます。